

2010年(平成22年)12月28日 火曜日

Q 当社はお菓子を販売しようと考えていますが、商品名を商標登録した方がよいでしょうか。商標権について教えてください。

商品名、商標登録するべき？



A 商標とは、商品やサービス（役務）に付けるマーク（標章）をいい、文字・図形・記号で表されます。例として商品マークと似商標の使用を禁止する権利（禁止権）一が、ルピス」など、役務マークとして「ANA」や宅配便の「クロネコ」の図形などがあります。商標は登録することにより、商標権という権利になります。商標権により、商標権侵害訴訟をしては、民事上は侵害の差し止め請求、信託回復措置などの請求をすることができ、また侵害者は刑事罰の対象にもなります。

登録することによって商標権が生じ、他人が紛らわしい商標を使用した場合に差し止めなどができるメリットがあります。逆に登録をしていない場合には、他人がその商標を後に登録すると、今まで使っていた商標を使用することができなくなる可能性があります。先に商標を使い始めたとしても、登録していなければ原則として保護されません。

お尋ねのケースでも、今後安心して商標を使用するためには、商標

登録をした方がよいです。また会社の名前をそのままブランド名として使う予定がある場合には、商号登記だけでは十分ではないため、あらかじめ商号部分を商標登録しておくことをお勧めします。なお商標登録はすぐには、商号登記だけではな

権利発生、メリットあり

（弁護士 松田健太郎）